

節用集饅頭屋本のかなづかいに関わる改変について

近藤 尚子*

On the usage of Katakana in Setsuyōshū Manjūyabon

Takako Kondo

要旨 節用集饅頭屋本の初刊本と通行本とは別版でありながら、基本的には通行本が初刊本の体裁・内容を忠実に受け継いでいる。しかし詳細にみていくとそこには七〇〇箇所近い異同が存する。それを通行本の改変ととらえ、本稿ではこれらの改変のうち傍訓のかなづかいに関わるもの約一二〇例をとりあげ、検討した。改変のみをとりあげるとそこには古典かなづかい・字音かなづかいと高い一致率を示すという明らか傾向を見出すことができる。しかし饅頭屋本全体の傍訓をながめるとその傾向はむしろ全体としての原則・統一を乱す結果となってしまう。それは通行本がこのような傾向をもつ改変を網羅的には行っていないため、そのことはこの改変が意図的なものではないことを示していると考えられる。かなづかいが強く意識されるようになる近世へと続く過渡期の資料としてこの饅頭屋本通行本を位置づけ、前後の時代との関わりを明らかにしていくことにも意義があると考ええる。

はじめに

カタカナによる表記は多くの場合、所謂かなづかいの埒外にある。しかしカタカナも場合によってはある傾きをもって使われることがある。稿者は先に『学語編』の改訂について、その傍訓のカタカナの改訂に方向性がみられることを報告した。⁽¹⁾本稿では節用集饅頭屋本の初刊本と通行本との間の傍訓の改変について同様の事実を指摘し、その意味するところを考えてみたい。

饅頭屋本は界本（天正十八年本）と並んで伊勢本系節用集の中では刊行された数少ないものである。少なくとも三種別の版があることが報告されており、前稿でいわゆる初刊本と通行本とを比較した。⁽²⁾通行本は初刊本とは別版である。全体として初刊本の体裁を守っており、これに依拠しながら作られたことは明らかであるが、両者の間には七〇〇箇所近い異同が認められる。筆者はこれを通行本の「改変」ととらえ、その一端についてはすでに報告した。⁽³⁾前稿で

* 今野尚子 本学助教 国語学

はそれらを次のように七つに分類した。

- I 項目の増補
 - II 項目の削除
 - III 同一門内での移動
 - IV 所属門の変更
 - V 見出し語(語形や表記)の変更
 - VI 傍訓変更
 - VII その他(注記の扱い等)
- 本稿ではこのうちの VI 傍訓変更 をさらに A 語形の変更
B かなづかいに関わるもの C 追加・訂正・削除 と3つに分
類したうちのとくにBについて分析・考察を試みたい。

一

以下にかなづかいに関わる変更の全例を挙げる。各ブロックでの
挙例は傍訓の五十音順とし(傍訓が一部にしか付されていない語は
全形で判断した)、開合については当該部分のみを問題とした。こ
れは法・妙などの表記をまとめて示すためである。見出し語・初刊
本の傍訓・通行本の傍訓の順に掲げる。また、問題としている部分
が古典かなづかいに合致するものに便宜、○印を付す。

- イ↓ヒ
- 間 アイタ↓○アヒダ
- 味 アジハイ↓○アヂハヒ
- 始冠 ウイカフリ↓○ウヒカフリ
- 始立 ウイダチ↓○ウヒダチ
- 鵜飼 ウカイ↓○ウカヒ(ウ部雑には鵜飼ウガイ(嗽)とある)
- 鰯 ウグイ↓○ウグヒ
- 鶯 ウグイス↓○ウグヒス
- 追膳 ヲイゼン↓○ヲヒゼン

- 襲木 ヲソイノキ↓○ヲソヒノキ
- 頤 ヲトガイ↓○ヲトガヒ
- 思 ヲモイ↓○ヲモヒ
- 想像 ヲモイヤル↓○ヲモヒヤル
- 競殿 キライラクレ↓○キラヒラクレ
- 鵠 クバイ↓○クバヒ
- 鞍覆 クラヲ、イ↓○クラヲホヒ(クラオホヒが正)
- 紅糸 クレナイイト↓クレナヒ(クレナキが正・糸は左に小書)
- 指合 サシアイ↓○サシアヒ
- 侍所 サフライトコロ↓○サブラヒトコロ
- 強 シイテ↓○シヒテ
- 比 タグイ↓○タグヒ
- 魂 タマシイ↓○タマシヒ
- 常習 ツネノナライ↓○ツネノナラヒ
- 馴子舞 ナレコマイ↓○ナレコマヒ
- 宣鳥 ノタマイケリ↓○ノタマヒケリ
- 額白 ヒタイジロ↓○ヒタヒジロ
- 迎 ムカイ↓○ムカヒ
- 基 モトイ↓モトヒ(モトキが正)
- 譬 モトユイ↓○モトユヒ
- 狂人 モノグルイ↓○モノグルヒ
- 封 ヌイカタム↓○ユヒカタム
- 粧 ヲソライ↓○ヨソホヒ
- 白芷 ヲロイグサ↓○ヨロヒグサ
- 寄合 ヲリアイ↓○ヨリアヒ

イ↓ヒの改変三三例中、クレナイ↓クレナヒ、モトイ↓モトヒを除く三一例が古典かなづかいに合致している。クラヲ、イ↓クラヲホヒでは、(ヲ)イがホヒと変えられており、この部分全体が古典かなづかいに合致することになった。それではイ・ヒ・キに関わる改変はイ↓ヒだけかというそうではない。例はずっと少なくなるが、イ↓キ、ヒ↓イがみられる。

イ↓キ

愛敬 ○アイキヤウ↓アキキヤウ

鴨居 カモイ↓カモキ

唐居敷 カライシキ↓○カラキシキ

位 クライ↓○クラキ

敷居 シキイ↓○シキキ

(所)ー為 (シヨ) イ↓○(シヨ) キ

次居 ナミイル↓○ナミキル

ヒ↓イ

蛾 ○ヒ、ル↓ヒイル

イ↓キに関しては字音語「愛敬」一例を除いて、いずれもやはり古典かなづかいに合致していることは注目すべきであろう。この「愛敬」と、合致している例では「所為」のみが字音語である。また、「蛾ヒ、ル」は『新撰字鏡』・『類聚名義抄(観智院本)』などにもみられる語で、古くはヒイルであるが、『時代別国語大辞典上代編』では「ヒイルのさす物の範囲もはっきりせず、その原義の推定は困難である」とされている。『日葡辞書』が「*mos*」を掲出し、『下学集』や『塵芥』にもヒイルを掲出する。この時代の発音はヒイルと考えられ、よりどころとなる語源が明らかではないため通行本は

ヒイルとしたものであろうか。

次にウ・フに関しての改変を見る。全部で三例と少なく、いずれもウ↓フである。

多武峰 タウノミネ↓○タフノミネ

夕 ユウベ↓○ユフベ

向 ムカウ↓○ムカフ

三例ともに古典かなづかいに合致する方向に改められていることがわかる。ただ、ユウベ↓ユフベの前後にある「黄昏ユウグレ・暮月夜ユウヅクヨ・夕立ユウダチ」はそのまま、ユ部時節門五項の中ではユウベ一語のみに改変が見られる。

二

エ・ヘ・エに関してはいずれも一例〜二例とごくわずかながら、四つの方向への改変が見られる。

エ↓ヘ

反覆 ウチカエス↓○ウチカヘス

悔還 クイカエス↓○クイカヘス

ヘ↓エ

燼 モヘクイ↓○モエクイ

ヘ↓エ

音 コヘ↓○コエ

エ↓エ

庚辛 カノエカノト↓○カノエカノト

これらの例や先に挙げたイ↓キの例をみれば、改変は必ずしも一つの方向を指向して行われているのではないことが明らかである。

そしてそれぞれの方向が古典かなづかいに合致することが多いのも示してきたとおりである。

オ・ホ・ヲに関してはずらず↓ホ三例と逆のホ↓ヲ二例がみられる。

ヲ↓ホ

早鹿 ○サヲシカ↓サホシカ

廉 スナヲナリ↓○スナホナリ

粧 ヨソヲイ↓○ヨソホヒ

ホ↓ヲ

魚 ウホ↓○ウヲ

鮠 トビウホ↓○トビウヲ

ヨソヲイ↓ヨソホヒについてはイ↓ヒのところでもふれた。ここでもサヲシカ↓サホシカ一例を除いて古典かなづかいに合致する方向に改められていることを確認しておきたい。

オ段の長音に関してはまずヲ、↓ヲホという例が六例みられる。

これもイ↓ヒでふれた「鞍覆」クラヲ、イ↓クラヲホヒ以外は大をオーとよむ例で、古典かなづかいはオホである。オのカナは初刊本・通行本ともに使用されておらず、その意味でヲの部分合致しないが、↓ホの部分は合致するとみてよいであろう。六例を挙げておく。

大炊 ヲ、イ↓○ヲホイ

大蔵 ヲ、クラ↓○ヲホクラ

狼 ヲ、カメ↓○ヲホカメ

辨 ヲ、トモヒト↓○ヲホトモヒト

拇 ヲ、ユビ↓○ヲホユビ

鞍覆 クラヲ、イ↓○クラヲホヒ

重点を使ったかきかたは表音的・非かなづかい的であるとみることもでき、それに仮名をあてること自体、仮名による表記を、より指向しているともいえる。これは先述のヒ、ル↓ヒルについてもいえることであろう。

次に開合に関わる例が一七例ある。

請乞 ウケガウ↓ウケゴウ(ウケガフが正)

大隅 ワウスミ↓○ヲホスミ

遠江 トヲトウミ↓○トラタウミ(トホタフミが正)

真人 マトウド↓○マタウド

(結) 構 カウ↓○コウ

鎖 ジヨウ↓○ジャウ

挑灯 チヨウチン↓○チャウチン

(無) 法 ホウ↓○ハウ(ハフが正)

憲法 ケンボウ↓○ケンバウ(バフが正)

調法 テウホウ↓○テウバウ(バフが正)

四至傍爾 シマホウジ↓○シマハウジ

榘棒 ツクボウ↓○ツクバウ

(手) 棒 ボウ↓○バウ

誹謗 ヒホウ↓○ヒハウ

(神) 妙 (シン) ビヤウ↓○ビョウ(ベウが正)

(奇) 妙 (キ) ミヤウ↓○メウ

巧妙 ゲウミヤウ↓○ゲウメウ

改変の方向は開↓合、合↓開と一定しないが、結果的にはほとんどがいわゆる正例に合致している。「大隅ワウスミ」は初刊本では

ワ部に収載されていたが、通行本ではヲホスミと改められると同時にヲ部に移された。「奥州ワウシウ(アウシウが正)・近江ワウミ(アフミが正)」はそのまま残されているが、開合という点から見ればいずれも誤ってはいない。

ところで「請乞」については○印を付していない。『日葡辞書』をみると「Vageai, go, ota」「Vageoi, o, ota.」が並べて掲載されている。また、『時代別国語大辞典 室町時代編一』「うけごふ」条中【参考】に、「うけごふ」と「うけがふ」は、同一文献で併用したのも少なくない。(中略)日葡辞書に別別に標出して、同義と説いただけで、何ら規範的注記を加えていないのによっても、両語形は区別なく用いられたようである。」とある。饅頭屋本では同じウ部言語門に肯ウケガウがあり、これは通行本でも改変されていない。あるいは「請乞」という見出しの表記にひかれて「乞」にあたる部分をゴウとしたのであろうか。

四つがなに関わる改変は六例を教える。

ジ↓ヂ

味 アジハイ↓○アヂハヒ

妓女 ギシヨ↓○ギヂヨ

息女 ソクジヨ↓○ソクヂヨ

摺摺 モンジャク↓○モンヂヤク

正直 シヤウジキ↓○シヤウヂキ

ヂ↓ジ

但馬 タヂマ↓○タジマ

ジ↓ヂはいずれも字音語の例である。ヂ↓ジとあわせてすべての例が正例に改められている。

以上挙げてきた用例は合計八三例(うち重複は「味・鞍覆・粧」の二例)であるが、「紅・基・愛敬・蛾・早鹿・請乞」の六例を除く七七例(九二・八%)についてはすべて改変の方向は古典かなづかい・字音かなづかいに合致している。

三

最後にハ・ワに関わるものであるが、これは今まで述べてきた諸例と傾向の異なるところがある。和語でのハ↓ワは六例であるが、次のようになっている。

天河 ○アマノガハ↓アマノガワ

河内 ○カハチ↓カワチ

差縄 ○サンナハ↓サンナワ

鍬形 ○クハガタ↓クワガタ

漣 ○ニハダツミ↓ニワダツミ

莞爾 ニツコトハラウ↓○ニツコトワラウ

六例中五例までがいわゆる古典かなづかいに合致しない方向への改変である。一方のワ↓ハも四例あるが、こちらは三例までが古典かなづかいに合致する改変である。

河 カワ↓○カハ

啜(酒) クワユル↓○クハユル

給 タマワル↓○タマハル

(問)―話 ○(モン)ワ↓ハ

合拗音に関わる改変が二四例見られるが、これらはすべてハ↓ワという改変であり、これは字音かなづかいに合致する。その全例を挙げる。

格外 カクグハイ↓○カクグワイ
 (祈)↓願 (キ)クハン↓○グワン
 懷妊 クハイニン(言語門)↓○クワイニン(支体門)
 (光)↓明 (クハウ)ミヤウ↓○クワウミヤウ
 緩草 クハンザウ↓萱草 ○クワンザウ
 願望 クハンマウ↓○グワンマウ
 喧嘩 ケンクハ↓○ケンクワ
 後悔 コウクハイ↓○コウクワイ
 城郭 シヤウクハク↓○ジヤウクワク
 水仙花 スイセンクハ↓○スイセンクワ
 (存)↓外 (ゾン)クハイ↓○グワイ
 (都)↓官 (ツウ)クハン↓○クワン
 超過 テウクハ↓○テウクワ
 (點)↓畫 (テン)クハク↓○クワク
 内官 ナイクハン↓○ヌイクワン
 (念)↓願 (ネン)グハン↓○グワン
 徘徊 ハイクハイ↓○ハイクワイ
 配巻経 ハイクハンギヤウ↓○ハイクワンギヤウ
 被官 ヒクハン↓○ヒクワン
 (不)↓會 (フ)クハイ↓○クワイ
 梅花 モイクハ↓○モイクワ
 菓鐘 ヤクハン↓○ヤクワン
 慮外 リヨグハイ↓○リヨグワイ
 (類)↓火 (ルイ)クハ↓○クワ

光明の例は、初刊本でク部言語門の最初にあった「光陰クハウイ

ン」が通行本では削除され(時節門にも収載されているため)、結果として雑用門の最初の項目となった「光明」にクワウミヤウという傍訓が付されているのである。合拗音の改変はいずれもクハ↓クワで、これは字音かなづかいに合致している。

以上、饅頭屋本節用集の傍訓の改変のうちかなづかいに関わる例をすべて挙げた。全一七例中、いわゆる古典かなづかい・字音かなづかいに合致する例は一〇五例(八九・七%)と、ハ↓ワで合致しない五例があるために先程よりはやや下がるが相変わらず高い一致率であるといえよう。

四

これまでに挙げた改変の例はある規範性を指向しているようにみえるのであるが、この結果の意味を考えるためには、饅頭屋本節用集が全体として傍訓をどのように付しているのかをみておく必要がある。

まずイ・ヒ・キについてみる。初刊本において音イは語頭も含めてすべてカタカナ「イ」で表記されている。唯一重点を使用した例が先述の「蛾ヒ、ル」である。そのヒ、ルを通行本はヒイルとしたために、初刊本にもともとあった語中尾のヒ表記(ただしこの場合は重点である)はなくなってしまう。しかしかわりに通行本では三三 語についてイ↓ヒと改め、この三三例は音イをイ表記するという初刊本にあった原則を乱す結果となった。キも初刊本では使われず、通行本では先に挙げた改変によって七例のキが(語頭・語中尾含めて)存在することとなった。

つぎにウ・フについてみる。音ウをフ表記するものは初刊本では

「棟アフチ・扇アフギ・檜扇ヒアフギ・金鴨睡鴨キンアフスイアフ」の四例のみである。通行本ではこれに「貞能」ヂウノ↓ヂヤウノフと傍訓を改めた一例が加わる。⁶⁾これはかなづかいに関わる改変ではないので、これまで述べてきた用例数には含まれていない。さきにユウベ↓ユフベのところ指摘したように、ユウ↓に関して初刊本四語のうちユウベ一語がユフベと改められている。いいかえれば初刊本ではユウ↓で統一されていた傍訓が結果として通行本ではユウ↓・ユフ↓の混在する形になったということである。先述のイ↓ヒの改変と同じ結果をもたらしていることに注意すべきであろう。通行本でのウ↓フの改変は三例で、結果として通行本では合計八例の語中尾のフが存在することになった。このうちハ行動詞の終止形に関しては改変の例で挙げた「向」ムカイ↓ムカフ一例のみである。それ以外の多くのハ行動詞の終止形は動詞は相変わらずウで表記されている。イ↓ヒの改変が三三例あったのに比べ、きわめて少ないといえるであろう。フを語中尾に使うことに関しては通行本に至っても抵抗が大きかったとみることができる。しかし四つ並んだユウ↓のうち「夕」ユウベだけがユフベとなり、四一丁表に「向」ムカイ↓ムカフ、「迎」ムカイ↓ムカヒと二つの改変がみられるところに因らずも現れた、表記に対する時代の傾斜を感じるのである。さて、オ・ホ・ヲに関してはまだ六例改変のみられたヲ、↓ヲホ

について、ヲ部での状況を見る。初刊本の掲載順に掲げる。

天地門 大手 ヲ、テ↓(大)―手(大隅ワウスミ↓ヲホスミ
が直前に移動してきたため)

草木門 大蒜 ヲ、ビル

人倫門 祖父 ヲ、ヂ 公 ヲ、ヤケ

官名門 大蔵 ヲ、クラ↓ヲホクラ

大炊 ヲ、イ↓ヲホイ

辨 ヲ、トモヒト↓ヲホトモヒト

肢体門 拇 ヲ、ユビ↓ヲホユビ

畜類門 狼 ヲ、カメ↓ヲホカメ

財宝門 大口 ヲ、クチ

言語門 多 ヲ、シ 生 ヲ、ル

覆 ヲ、ウ 仰 ヲホセ

大 ヲ、イニ 概 ヲ、ムネ

無大気 ナシヲ、ゲ

このほか通行本は財宝門に「襟ヲホクビ」を増補している。ユウ↓と同様、初刊本がむしろヲ、で統一されていたものを(ここではヲホセのみ例外)、通行本ではその一部五例をヲホとしたために、結果としてやはり不統一を生じていること、イ↓ヒ・ウ↓フの場合と同様である。前稿ではそれぞれの改変について全体をほぼ四等分して疎密をみたのであるが、改変は全巻にわたっており、「偏ることなく必要と思われる語に手を加えていると考えることができる」とした。ヲ部についてもほぼ各丁に手が入っている。しかし傍訓に関しては二一丁表にヲム↓ヲホ五例、イ↓ヒ三例と集中している。ヲ部での状況を見ても、官名門から畜類門に改変が集中し、他の部分にはあまり手が加えられていないことがわかる。理由は明らかにできないが、その意味での疎密はあるということになる。このほか、改変にホ↓ヲが二例あったことでもわかるように初刊本ではヲを主としながら、ごく少数のホ表記をまじえている。そしてカタカナ「オ」は使用されていない。

ハ・ワに関してはまだ合拗音の表記をみておく。通行本にはクハ↓クワの改変が二四例みられたが、初刊本イ部だけでも、(衣)―冠(イ)クワン (一)―管(管)クワン 因果 インクワ (威)―光 (イ)クハウ 優會 イウクハイと、クハ・クワが混用されており、しかもこの部分には改変が加えられていない。一二丁表には「(發)―願 (ホツ)グワン、(本)―願 (ホン)グハン」と、同一面三行の間に二様の表記がみられ、これも通行本にそのまま受け継がれている。ただ、初刊本でも三〇丁あたりまではクワ一八例、クハ一〇例と、クワ表記が多数を占めている。この一〇例のうち六例を通行本はクワに改めている。したがって通行本では三〇丁まででクワ二四例、クハ四例とさらにクワの割合が高くなっている。しかしそれ以後は初刊本では九六例中「鏡線花テツセンクワ」一例を除いて、すべてクハ表記である。そのうちの二八例を通行本はクワに改めているのである。とくにクハ・クワが多くみられるのはやはりク部であるが、意外なことにこのク部で傍訓のみをクハからクワに改めた例は「願望」一例しかない。そのほかの「緩草クハンザウ」↓「萱草クワンザウ」は見出し語ともども改変が加えられている例であるし、「懐妊」は言語門から支体門へ所属が移された例、「光明」は「光陰」が重複によって削除されたために新たに光の傍訓クワウが加えられた例である。さらに言語門では項目の入れ替えによって「患楽クハンラク」が削除され、代わりに「光費クワウヒ」が加えられているが、合拗音表記のみに注目すればやはりクハ↓クワとなっている。このように初刊本では一二四語にみえる合拗音クワについて三〇丁まではクワを主とするが、それ以後はほぼクハ専用となること、通行本は手を入れるとす

ればクハをクワとするが、網羅的に改めているわけではないことがわかる。先に挙げた「莞爾」ニツコトハラウ↓ニツコトワラウに対して、初刊本には「晒アザハラウ」があり、これは改められていない。

五

饅頭屋本節用集初刊本では先述のように音イ・ウ(字音語も含めて)は原則としてかたかなイ・ウで表記されている。古本節用集の多くの伝本が、イ・キ、エ・エ、オ・ヲをあわせて四四門としているところから考えても、またカタカナがひらがなに比べより表音的であり、かなづかいの埒外にある、ということから考えても、さらに「傍訓」が見出し語の漢字列に添えられたもの、つまり漢字列あつてのものであることを考え併せても、それは当然といえはいい。初刊本が音イ・ウをイ・ウで写すのはかたかなの表音性にかなつた使い方であるといえるであろう。その一方で音ワ・エ・オは、主として使われるカナはあるものの複数のカナで表記される。通行本での改変が、ハ↓ワ・ワ↓ハ、エ↓ヘ・ヘ↓エ・ヘ↓エ、ヲ↓ホ・ホ↓ヲと複数の方向にわたっているということは、実は初刊本でハ・ワ・エ・ヘ・エ・ヲ・ホが使われていることを示している。たとえば十干についての項目をみると、「甲乙」キノヘキノト・丙丁ヒノエヒノト・戊己ツチノエツチノト・庚辛カノエカノト↓カノエカノト・壬癸ミツノエミツノトと、エを基調としながらも三様に書かれている。また、合拗音においてクハとクワとが混用されていること、「裘カハゴロモ」と「革袴カワバカマ」とが隣接した行に掲載されていることなどをみれば、これらの複数の表記もまたカタカ

ナがかなづかいの埒外にあることを示している。このようなカタカナの使用は節用集の諸本にもあるいは同時代の他の辞書体資料にも一般に観察できる。その意味で初刊本はその時代をよく映しているということが出来る。

一方、通行本での改変が、イ↓ヒにしてもウ↓フにしても合拗音クハ↓クワにしても、饅頭屋本全体を眺めたときにはむしろ混用を拡大する結果を招いていることも事実である。それは、かなづかいに関わる改変として分類したこれらの改変が饅頭屋本全体に網羅的に行われてはいないからである。先ほどの十干についての項目でいえば、カノエカノトはカノエカノトと改められたがキノヘキノトはそのまま残されている。改変が全巻にわたっていることから考えれば、かなづかいを改めている項目はごく一部にすぎないのである。ユウベ↓ユフベ・ムカウ↓ムカフのようにたった一例しか現れない例を見ると、それは意図的な改変ではなく、版を改めるに際してはからずも現れてしまった表記であるという印象を受けるのである。通行本の改変は全体としてみれば初刊本の方針を守りつつ行われているが、その中で所屬門の変更（前稿の分類でいうⅣ）や項目の入れ替え（同Ⅰ・Ⅱ）、字詰めを調整するための項目の移動（同Ⅲ）などはきわめて意図的な改変である。見出し語の変更（Ⅴ）では、改変の結果節用集の他の諸本にはみられない形が五例みられ、このことについては典拠とともになお考えていかなければならないであろう。しかし通行本の編集者には傍訓のかなづかいを改めようという意識はなかったのではないか。初刊本と通行本とは完全に別版であり、『学語編』のような埋木による修の必要はなかった。改めることはたやすかつたはずである。とすればかなづかいの改変は意図

せず現れてしまったものと考えられる。初刊本はその基盤を中世末期におき、伊勢本増補本として位置づけることができる。通行本は初刊本に依拠しながら、かなづかいに関わる改変に注目すればそこに意図せずかなづかい的傾向が現れている。これをかなづかいが「よく意識されるようになる近世への過渡の様相とみることはできないであろうか。易林本がイ・キ、エ・エ、オ・ヲを区別し四七門を立てていることはよく知られている。醸成されつつあったそのようなかなづかいへの意識が泡のように浮かび出たものが通行本でのかなづかいに関わる改変ではなかったか。

おわりに

表記に振幅があるとはよくいわれることであるが、個々の文献をみればある程度落ち着いた状態であることが多い。カナの異なりは目につきやすいが書き手にはそれが意識されていないことも多い。前稿では通行本の改変をどちらかという在意図的な方向からとらえていた。本稿ではかなづかいに関わる改変を無意識のものとして、中世期のかなづかいとは異なる傾向を指摘した。通行本の改変には、いわゆる古典かなづかい・字音かなづかいに合致する方向性を見出すことができるのであるが、「合致する方向に改変した」とみることはなお慎重でありたい。易林本を近世節用集の出発点とすることが一般であるが、饅頭屋本通行本のあり方を併せ考えることにも意義はあると思うのである。通行本のそうした位置づけを明確にし、前後の時代との関わりを考えることを今後の課題とした

- 1 拙稿「訓の表記からみた『学語編』——辞書の編集方針とのかかわり——」(『文化女子大学紀要 人文・社会科学研究』第4集一九九六年)
- 2 拙稿「節用集饅頭屋本の初刊本と通行本と」(『文化女子大学紀要 人文・社会科学研究』第八集二〇〇〇年) 具体的には影印でみることのできる東京教育大学付属図書館本と図書館本とを比較した。なお、今回の調査に当たって、出典を一々記さないが、影印公開されているものはそれをを用いた。
- 3 前掲註2拙稿。なお、再度の調査・検討によって前稿の数値から変更したものがあつたことをお断りしておく。
- 4 引用に際しては原本の傍訓を見出し語の下に示すことが多い。漢字の字形はできるだけ原本に近いものにしたが、印刷の都合上かなわなかったものもある。また、へゝ内を示したものは、細字双行または小書されているものである。／は改行を示す。
- 5 『塵芥』／には「蛾ヒイル」(下八六ウ)、『元和三年本下学集』気形門「蛾ヒイル」(上三〇ウ)、『夢梅本倭玉篇』「蛾ガ(蚕)／ヒイル」(中二ウ)などがある。なお、『篇目次第』はヒ、ルとし、「、」には双点を差してある。
- 6 節用集諸本では掲出するものはすべて「チャウノウ」としており、フ表記はない。堺本のみ「チャウムウ」とするが、これは誤刻であろう。